である福生寺ではないかと推察されている。

策彦和尚は、「義隆の死後もなお数年間山口に滞在していたが、京都の詩友が帰洛をのぞんだので、ついに去って霊亀山（天龍寺）に帰った。京都の詩人が策彦の帰京を喜んだのに反し、彼を失った山口の詩壇は、一葉落ちて天下の秋を知るほどの寂寥さであった」（『山口県文化史』）とあるから、策彦和尚の在住中は大歳の地も文化人たちの往来でさぞにぎわったことであろう。そして、大内氏の滅亡とともに、福生寺もその援助を失って衰亡していったのではないだろうか。

三、近世の大歳（江戸時代）

約一世紀にわたる戦国時代は、〝下克上〟という風潮のなかで群雄が割拠して対立・抗争を繰り返し、やがて戦国大名へと成長していく社会的・政治的に不安定な時代であった。

その中から、時代が生んだ風雲児織田信長が傑出し、あとを継いだ豊臣秀吉が天下統一を果たすと、「太閤検地（天正の石直し）」「刀狩り」を行って、土地制度上の大改革が断行された。これによって、武士階級の兵・農の分離が急速に進められるのである。また、一か所に一人の耕作者、すなわち一地一作人の原則は、農民の耕作権を保証するかわりに貢租負担者として土地に縛りつけ、農民の自立をうながすこととなった。こうして、村というものが行政上の単位となり、石高制の統一によって村に年貢が割り付けられ、村は将軍（幕府）と大名（藩）の強力な領主権によって統治される幕藩制社会の末端機構に組み込まれていった。

1　村の成り立ち

村の耕地・石高の変遷

慶長の検地　関が原の戦いに敗れた毛利氏は、慶長五年（一六〇〇）に中国地方八か国一二〇万余

石の大大名から、防長二か国の領主に減封された。この年、兼重元続・蔵田元連を奉行としてかねて着手していた検地が終わり、その石高（収穫高）・物成（年貢）の算定が行われた。防長両国の石高は二九万八四八〇石余、物成二一万七八九〇石余となり、石高に対する物成の比率は七ツ三歩（七三％）という高率であった。

この『慶長五年検見帳』の、大歳地区の記載をみると、次のとおりである。

朝田村

一、高六一八石一斗九合
　内　田方　五六町二反八畝二〇歩
　　畠方　九町一反九畝
物成　四八九石八斗

黒川村

一、高九一九石七斗
　内　田方　八四町六反七畝
　　畠方　二一町五反八畝二〇歩
物成　七六八石九斗

慶長５年の検見帳（山口県文書館蔵）

高は田畠からあがる生産物の見積収穫量を米に換算したもので、検地によって定められた。面積表示は、町・反・畝・歩とこのときから一畝（三〇歩）の単位が加わり、一反は三六〇歩から三〇〇歩制と改変されている。そして、この検地によって「朝田村」「黒川村」という、近世村落が登場するのである。黒川村の中には、矢原と勝井が含まれており、上湯田・下湯田（湯田村）は朝倉村に属している。また、椹野川の流れが変わってすでに川向いになっていた小原・福良・田屋島は従来のまま黒川村に入り、富田原は対岸の平井村に属していた。

だが、藩政初期の財政は、関が原役での痛手に加え、旧領六か国の返租問題、萩城の築城（慶長八年着工）、幕命による課役などにより、その窮乏は深刻になっていた。藩では貢租の増徴をはかる目的をもって、三井元信に命じて慶長十二年（一六〇七）から本格的な検地を行うのである。これを三井検地という。面積丈量は一反を三〇〇歩、一歩を一間平方とし、検地竿は一間を六尺五寸とした。

この三井検地によって、田・畠はもちろん屋敷も米に換算した石高表示となった。また、はじめて田畠の畦畔や屋敷隅に植えた茶・椿・桑などの有用樹木、柿・蜜柑などの果樹にいたるまで小物成として石盛された。こうして、田租＝米納、畠租ほかの雑租＝銀納の原則が定められ、近世を通じての規則となった。慶長十五年（一六一〇）に検地は終わるが、防長両国の総石高はいままでの二九万余石から一挙に五三万九二八六石余となった。藩はこの検地結果を幕府に報告するにあたり、幕府老中の指導を受けて、総石高の七〇パーセントにあたる三六万九四一一石余として届け出てその認証を受けた。これが毛利氏の表高（公称高）となり、明治に至るまで続くのである。この慶長十五年の三井

検地の結果、大歳の地は別表1のとおりとなった。

前回の慶長五年の検地と比較すると、耕地面積・石高において二倍近くに増加している。この十年間に急激な開墾が行われたとは考えられないので、厳しい実測によって実際の面積がはじめて検出されたのであろう。また、屋敷が両村で二二八ヵ所あるということは、それだけ農家の戸数があったのである。とくに、黒川村には別に市屋敷二八軒と記されているが、これは石州街道の小郡津市と山口の中間点にあたる黒川市のことである。ここには宿場は置かれなかったが、数軒の商家と伝馬（駅馬）にたずさわる農家が、市屋敷として農村と区別されていたことを物語っている。

この検地は慶長五年の貢租率七ツ三歩成（七三%）が踏襲されたから、非常に厳しいものであった。このため、慶長十三年（一六〇八）十一月に山代地方（玖珂郡）で庄屋主導の一揆が発生した。一二庄屋のうち一一庄屋が参加して、一一名の庄屋が斬首されたのである。慶長十五年末には、防長両国で「走百姓（はしりひゃくしょう）」が三千余人に達したと報ぜられており、

表1　慶長15年検地の耕地面積・石高

	朝田村		黒川村		合計	
	面積	石高	面積	石高	面積	石高
田地	町 反 76.8	石 1096	町 反 133.5	石 1544	町 反 210.3	石 2640
畠地	11.5	59	25.9	97	37.4	156
屋敷	89軒 4.4	41	139軒 9.4	86	228軒 13.8	127
小物成		4		3		7
市屋敷			28軒 1.3	8	28軒 1.3	8
合計	89軒 92.7	1200	167軒 170.1	1738	256軒 262.8	2938
物成（年貢）	田方　7ツ3歩　畠方　高1石に銀10匁					

（注）面積は畝以下、石高は斗以下を略す。

農民が他藩領へ欠け落ちすることは、農業経営を崩壊させる危険性をはらんでいた。

寛永・貞享の検地　慶長検地（三井検地）を基礎に長州藩の封建体制は定まったが、元和年間に至って再び藩財政が逼迫し、多数の負債を生じた。そのため、慶長検地から十四年を経た寛永二年（一六二四）に再び検地が行われた。寛永検地は熊野藤兵衛によって行われたから、熊野検地と呼ばれている。

この検地は、前回のように実際に田畠の測量は行わずに、過去四年の年貢実績を平均し、従来の七ツ三歩成（七三パーセント）の租率を五つ成（五〇パーセント）に当るように石盛を行った、ならし検地であった。この結果、防長両国の総石高は六五万八二九九石余となり、三井検地と比べると十二万石余（二二パーセント）の石高増となり、物成（年貢高）は五万七四〇〇石余の減少となった。

従来の七ツ三歩物成では、長州藩はいかにも高率の税を掛けているようで聞こえが悪いので、五公五民の建て前で五ツ物成に改めたのである。だが、名目上の租率が下がってもあまり農民の負担減にはならなかった。そして、藩士の知行は検地期間中、知行地をことごとく藩に召し上げて蔵米を支給し、終了後の還付にあたり同年八月に藩士の大幅な給地替を行った。このとき前と同じ石高の知行地を与えたから、藩士は租率の引き下げによる減収とともに実質的な知行地の削減（二二パーセント）となり、その分だけ蔵入地（藩直轄地）の強化が図られることになった。一門の配置替も行われ、吉敷の福原元俊（広俊の長男）が宇部に転出し、その後に阿川から毛利元鎮が入った。これが吉敷毛利氏である。

このときの朝田村・黒川村（矢原村・勝井村を含む）の面積・石高は別表2のようになっている。

検地中の寛永二年（一六二五）毛利輝元が没した。次いで秀就の治世となるが、削封にともなう富商からの負債はつのるばかりで、正保三年（一六四六）ごろには総負債額は銀六二〇〇貫（米にして二四万石）にも達した。これは藩の年間収入の三倍に当るという非常事態となった。このため新税源を獲得するための開墾が盛んに奨励された。

貞享三～四年（一六八六～八七）の検地は、寛永検地から六〇年後であった。これで防長両国の総石高は八一万八四八七石（内支藩領一八万三〇〇〇石余）となった。藩財政逼迫のため、本藩領の知行地を五年間藩で預かり、最後の年に検地を行っている。この特徴は、村から面積丈量（石盛）の下見（申告）をさせ、代官による上見（査定）を行う正確な検地で、これにより大幅な増石をみた。そして、田方の租率は始めて四ツ成（四〇パーセント）、すなわち四公六民となり、また畠方は一石に銀一〇匁が収納された。だが、実質は生産実態を正確につ

表2　寛永2年検地の耕地面積・石高等

	朝田村		黒川村		合計	
	面積	石高	面積	石高	面積	石高
田地	町 反 69.5	石 1151	町 反 122.8	石 1749	町 反 192.3	石 2901
畠地	8.4	54	18.6	125	27	178
屋敷	66軒 3.7	35	96軒 6.4	8	162軒 10.1	115
小物成		1		2		3
市屋敷			38軒 2.0	15	38軒 2.0	15
合計	66軒 81.6	1241	134軒 149.8	1971	200軒 231.4	3212
物成（年貢）	田方　5ツ成　　畠方　高1石に銀6.85匁					

（注）面積は畝以下、石高は斗以下を略す。

かんで農民への高い負担を実現したものであり、また、藩士に対しては四ツ成に落としたため知行の実質的切下げ（一〇〇石当り実質手取り四〇石）となるなど厳しい措置であった。

検地のたびごとに総石高の増加したのは、農民の隠し田を厳重に摘発した結果でもあるが、開墾など新田の開発と、農業技術の進歩によるものでもあった。中矢原や岩富に「開作」という小字（穂ノ木）名が残っているのはおそらくこの頃の開墾地であろう。

享保のころ　江戸時代の前半は、国のお宝たる本百姓（中堅農民）の育成を主眼として〝生かさず殺さず〟ぎりぎりまで年貢を取り立てるというのが原則であった。戦国乱世を生き抜いてきた大名たちの智恵でもあったのである。だが、戦乱のない安定の時代ともなると、耕地の拡大、収量の増加、租率の緩和などもあって農業生産は上昇し、一方では貧富の差も生じた。表作では作徳（百姓取り分）のなかった農民層も、「年貢さえすまし候えば、百姓ほど心安きものこれなく…」と、どうやら生活が安定してくるのは元禄・享保の時代になってからという。浮かぶ瀬もなかった農民が民謡を歌い、盆踊りをおどる余裕をもつのもこのころである。

この当時の大歳地区は、「矢原村」と「朝田村」になっているが、この時代を語る資料に『地下上申』がある。

『地下上申』とは、享保十二年（一七二七）から約二十年の間に藩が全領域の村庄屋から提出させた村絵図を含む村明細帳のことである。その表題は、「矢原村（湯田村を含む）石高境目書」とあって庄屋吉富市右衛門ほか畔頭（くろがしら）四人から、「朝田村（黒川村・勝井村を含む）石高境目書」は御蔵入庄

屋梅田六右衛門、給領庄屋伊藤五兵衛ほか畔頭八人の奥書で享保十三年五月にそれぞれ上申されている。内容は、①石高・耕地面積、②戸数・小村・社寺など、③由来、④境目書で、別に⑤村絵図が付属したものである。これら②以下の詳細については別に述べることとし、ここでは①の田・畠および御蔵入・給領の石高の内訳について記述しておこう。

矢原村は湯田村と、朝田村は黒川村と勝井村に分けて記述しており、それぞれの耕地面積・石高は別表3のとおりであり、総石高は四一七六石余とこれまでより大きく増加している。なお、物成（貢租）は貞享検地以後、貢租率は四ツ成（四〇パーセント）となり、これは明治まで続いた。

なお、各村の小村（小名）は次のように記されている。

村名　小村（小名）

矢原村　今井村　上矢原村　中矢原村　下矢原村　夷原村　ほすミ村　向矢原村
行久村　久保河内　井手ノ原　車ケ瀬村　疫神本　宮ノ後

（湯田村）上湯田村　下湯田村

朝田村　三作村　和田村　河内村　馬庭村　高井村　あせん原村　法満寺村

黒川村　岩留村　田屋島村　福良村　黒川市

勝井村　小名なし

天保のころ　幕藩体制の財政的な基盤は、年貢負担の義務を負う本百姓であった。だが、この強固な体制も享保を境に体質の変化があらわれはじめていた。元禄以来盛んになった都市での貨幣経済は、本来、自給自足を基本とした農村に浸透し、綿・菜種・野菜など販売を目的とした作物の生産が盛んとなり、また、干鰯（ほしか）など金肥の使用などとあいまって、農村での貨幣経済はいっそう進行した。

その結果、農民間に貧富の差が生じた。本百姓から没落し自分の土地を手放して地主の土地を小作する水呑百姓になるもの、生産や商売で得た富で土地を買い集めて地主になるものが現れるのである。近郊農村である大歳地方もこうした風潮にさらされたことは想像に難くない。

農民の階層分化が進む中で、長州藩は銀八万貫もの負債（歳入の二二倍）をかかえ苦しんでいた。そうした中で、天保二年（一八三一）に吉敷郡小鯖村で起きた暴動はたちまち藩全域に広がり大一揆に発展し、藩政は深刻な危機にみまわれた。天保八年、若き新藩主毛利敬親が襲封すると、下級武士出身の村田清風を起用して藩政改革を委ねた。

表3　享保年間の各村の耕地面積・石高

	矢原村		湯田村		朝田村		黒川村		勝井村		合　計	
	面積	石高	面積	石高	面積	石高	面積	石高	面積	石高	面積	石高
田　地	町 反 87.9	石 1046	町 反 11.8 (給領地分不明)	石 162 (給領地分不明)	町 反 77.6	石 1250	町 反 49.5	石 641	町 反 23.7	石 300		
畠　地	11.3	87	0.9 (給領地分不明)	7 (給領地分不明)	14.9	100	8.5	78	3.1	28		
合　計	99.2	1133	12.7 (給領地分不明)	169 (給領474石) 643	92.5	1350	58	719	26.8	331 (誤記あり)	289.3 (湯田村給領を除く)	4176
蔵入・給領別	蔵入 1073.99 給領 60.00		蔵入 169.337 給領 474.000		蔵入1098.200 給領 251.911		蔵入 703.641 給領 12.000		蔵入 291.715 給領 12.000		蔵入 3336.92 給領 809.911	

(注) 面積は畝以下、石高は斗以下を省略す。　（『地下上申』より）

このとき、天保十三年（一八四二）に藩内全町村から管内情勢を報告させ、『風土注進案』が編纂されるが、当時の村の姿をこれからうかがってみよう。

大歳地区の行政区画は、「矢原村」「黒川村」「朝田村」の三村からなっていた。各村の村高合計は収穫量の増加もあって四九八六石と伸びているが、その詳細は別表4のとおりである。

なお、各村の区域は次の村内小名によって知ることができる。

村名	村内小名
矢原村	今井　上矢原　上湯田　下湯田　中矢原　下矢原　高畠（向矢原）
黒川村	黒川市　岩富　勝井　河内　阿仙原（福良）（田屋島）および石州街道以南の和田　三作　朝田と（平野）（吉野）（恒富）の一部
朝田村	高井　法満寺　馬庭および石州街道以北の和田　三作　朝田

（以上の小名のうち、向矢原　福良・田屋島・平野・吉野・恒富は椹野川対岸の地である）

表4　天保年間の各村の耕地面積・石高

	矢原村		黒川村		朝田村		合　計	
	面積	石高	面積	石高	面積	石高	面積	石高
田　地	町 反 128.5	石 1905	町 反 103.5	石 1603	町 反 69.1	石 1118	町 反 301.1	石 4626
畠　地	18.4	153	14.6	121	13.1	86	46.2	360
合　計	146.9	2058	118.1	1724	82.2	1204	347.3	4986
蔵入・給領別	蔵入 1776.226 石 給領 281.865		全村蔵入		全村吉敷毛利給領		蔵入 3501.035 石 給領 1485.896	

（注）面積は畝以下、石高は斗以下を省略す。　（『風土注進案』より）

御蔵入と給領地

江戸時代の封建社会では、徳川幕府が天領という直轄地を持つとともに、諸大名にそれぞれ領地を与え、大名はまたその家臣（藩士）に俸禄として給領地（知行地）を分給した。即ち、寛永検地による長州藩の総石高は六五万八二九九石余であったと述べたが、その全部が藩の収入となるわけではなく、そのうちから支藩領（長府藩八万三〇〇〇石余、岩国藩六万石余、徳山藩四万石）と家臣に給付した給領地分を差し引き、その租率五ツ成（五〇パーセント）が藩の米蔵に入るわけである。この藩の米蔵に入る土地（藩の直轄地）が蔵入地（いわゆる御蔵入）であり、家臣に給付された土地が給領地（知行地）であって、給領地からの実収も五ツ成であった。

長州藩では土地知行制が永く続けられ、一般藩士には原則として給領地が支給された。そのうち一門以下、高禄の者には一村の全部または数か村を与え、その他は一村のうちを数人で入会知行した。ただ、下級小身の士分と軽卒には給領地を支給せず、藩に入った蔵米から給与された。一村全部の知行を一郷一村知行といい、知行主の領有権は田・畠のみならず山野・未墾の原野、河川などにも及んで支配権が強かった。

大歳地区についていえば、毛利氏八か国時代にはじめて行われた天正惣国検地（一五八七～九一年）の際、仁保氏を相続して姓を三浦と改めた三浦（もと神田）元忠が、天正十九年（一五九一）に与えられた所領一万六六八九石余のうちに、上湯田（一二五石）、勝井・矢原・黒川（二九八石）、浅田

（六四一石）があった記録がみられ、文禄五年（一五九六）に元忠は没して給地替えになっている。

近世初期の防長移封後のことについてはよくわからないが、時代が下がって享保十三年（一七二八）の『地下上申』によると、大歳地区の給領主・石高などは次のとおりである。

村名（小村）	給領主	石高
矢原村	井上源三郎	六〇石
（湯田村）	中川与衛門	二〇一石
	河北長左衛門	五〇石
	平川忠兵衛	一〇三石
	有地与市衛門	六〇石
	井上源三郎	六〇石
朝田村	毛利伊豆	一五一石九斗
	宇野半右衛門	一〇〇石
（黒川村）	毛利伊豆	一二石
（勝井村）	毛利伊豆	一二石

毛利伊豆は、吉敷毛利家五代の毛利広包で、のち伊豆・外記と称した。一万石余を所領し、留守居役、江戸加判役など在職一八年。享保二十年（一七三五）に職を辞して元文二年（一七三七）に没した。五〇歳。

江戸時代末期の様子は、天保十三年（一八四二）の『風土注進案』によって知ることができる。この時代の大歳地区は矢原村・黒川村・朝田村の三村からなっていたが、給領主・石高は次のとおり。

村名	給領主	石高
矢原村	井上源三郎	一三一石三八九
	平川孫左衛門	九九石七六六
	河北彦右衛門	五〇石七一〇
黒川村	（全村御蔵入）	
朝田村	全村毛利蔵主	一二〇四石〇三一

朝田村は一村全部が吉敷毛利家の給領地、すなわち一村一郷地行所であった。

毛利蔵主は、吉敷毛利十二代の毛利房謙（ふさかね）で、のち蔵主と称した。萩宗藩に仕え城下手当奉行、留守居役などを歴任し、天保十一年二月当職（行政府長官）に就任し、新藩主毛利敬親を助け村田清風を用いて天保改革に尽し、弘化四年（一八四七）萩に没した。五四歳。

戸口と百姓軒

江戸時代の人びとは、士・農・工・商の封建的身分制度によって縛られていた。そして、大歳地域に住む人びとは、そのほとんどが百姓（農民）身分であって、この地はいわゆる純農村地域であった。ただ、一部の下級藩士や足軽・中間で在宅する者がいたほか、給領主の家来（陪臣）がその地に居住して監督に当っていた。酒造家・油屋・鍛冶屋・商人・木挽（こびき）・医者などもいたが、その身分はすべて百姓であった。

百姓には、長州藩では「本百姓」と「門男百姓」の別があった。それは所有する田畠の持高によって分けられ、石高で二石五斗以上を本百姓といい、それ以下を門男（亡土とも書く）百姓といった。門男は、わずかの田畠を持った小農で小作などをおこなうものであり、更に自立性のうすい小農を名子・無縁といった。

本百姓も、持高十石以上を「本軒」、七石以上十石を「七歩五朱軒」、四石以上七石を「半軒」、二石五斗以上四石を「四半軒」と区分した。そして、これを基準に門役銀を納めさせた。門役銀というのは、もと領主が百姓から台所用の薪を現物で取り立てたのが起こりで、後に代銀納となり、月に薪一荷あての代銀として年に二匁一歩あて徴収した。この門役銀の負担を示すのが「軒」で、独立自営の百姓を意味したのである。したがって、本軒は一軒分の門役銀を納め、七歩五朱軒はその七割五分を、半軒は二分の一、四半軒は四分の一を納め、門男百姓からは徴収しなかった。

この農民の身分階層は、日常生活にもはっきり現れていた。『年中吉凶記録』（岩富の田中家文書）によると、寛政八年（一七九六）、十四歳の新藩主毛利斎房の初めてのお国入りを祝うため、藩からお酒が下された。黒川村岩富あたりの百姓は最明寺に残らず集められたが、そのときの着座は「本軒上座、半軒中の上座、もふと下の上座、無縁百姓のぼりむき」と記録されている。このような階層区分から、村の自治運営は本百姓のみによってなされ、門男百姓は参加できなかった。後に述べる庄屋・畔頭などの村役人もすべて本百姓が務めた。

人口については、慶長十五年（一六一〇）の検地帳によると、朝田村・黒川村を合わせて百姓屋敷

は二五六戸、寛永二年（一六二五）の検地帳では二〇〇戸（いずれも湯田村を除く）となっているが、人の総数については不明である。

享保十三年（一七二八）の『地下上申』によると人口は表5のとおりである。

これでみると、湯田村（上湯田・下湯田）の給領地の記録不明のため正確な数値はわからないが、百姓の約四〇パーセント近くが門男百姓、つまり生産高二石五斗以下の耕作者、または全く土地を持たない小作百姓という、零細農家であったことがわかる。

天保十三年（一八四二）の『風土注進案』による戸数・人口等は表6のとおりである。

これによると、享保十三年と比較して戸数はわずかに増加しているものの、門男百姓が約四五パーセントを占め、大きく増加している。その理由はわからないが、本百姓としての経営が

表5　享保13年の戸数・人口等

	矢原村（矢原・上湯田・下湯田）				朝田村（和田・黒川・勝井）				
	矢原	湯田御蔵入	湯田給領	計	御蔵入	吉敷毛利領	字野領	計	合計
戸数	125	13	(50)	188	203	31	10	244	432
本軒	21	1			30	21	7	58	
半軒	37	5			89	6	−	95	
門男	51	5			84	4	3	91	
名子	16	2			−	−	−	−	
人口	507	26	(190)	723	543	123	29	695	1418
男	279	14			298	58	14	370	
女	228	12			245	65	15	325	
牛馬	96	7	(35)	138	140	32	9	181	319
牛	59	5			86	21	8	115	
馬	37	2			54	11	1	66	

（注）湯田給領の記録不明のため、（　）は推定とした。
表中人口には幼児は含まれていない。

（『地下上申』より）

苦しくなり、田地を手離したためと考えられる。農民の生活は享保ごろよりは作徳も出て楽になったといわれているが、大歳地区は水害多発の地域でもあり、盛衰があったのであろうか。

ところで、幕藩体制の基盤は、年貢を負担する本百姓の育成にあった。そのため、独立自営の百姓を意味する「百姓軒」を確保するため、田畑永代売買禁令（寛永二十年・一六四三）・分地制限令（延宝元年・一六七三）を出し、さらには農民の離村を禁じて、百姓軒の減少を防いだ。例えば、本百姓が勤功によって士分に登用されると、百姓軒を絶やさないため、家族にこれを継承させるのが例であった。元治元年（一八六四）、上湯田の吉富家から次のような上申がなされている。

表6　天保13年の戸数・人口

	矢原村	黒川村	朝田村	合計
戸数	153	174	119	447
本軒	28	27	56	111
半軒	69	64	-	133
門男	57	83	63	203
人口	645	746	546	1937
男	333	371	286	992
女	307	360	257	927
僧	5	11	1	17
社人		3	2	5
地下医		1		1
牛馬	108	108	62	278
牛	16	26	11	53
馬	92	82	51	225

（『風土注進案』より）

申上候事

此度兄藤兵衛儀、先郷士被仰付候二付、跡式百姓之儀は私相続仕候間、此段御聞届之被成御沙汰可被遺候以上

子九月　　大庄屋格　吉富敬輔

向井次郎兵衛殿

田村権之輔　殿

これは、大庄屋である百姓の吉富藤兵衛（人物編参照）が郷士に取り立てられたから、あとの百姓軒を弟の敬輔が引き継ぎたいので聞届け願いたいというのである（敬輔は、吉富家から分家した山田和平治の三男であるが、弟として吉富本家の百姓軒を継いでいる）。あて先は山口宰判代官で、代官を通じて郡奉行杉梅太郎（吉田松陰の実兄）に報告されている。（『山口宰判本控』）

村には百姓のほかに、窮乏などから藩士身分のままで村への在住が許された在宅諸士や勘場勤めなどの足軽、そのほか陪臣の住宅があった。矢原村に一八軒（諸士二軒・足軽一四軒・陪臣二軒）黒川村四軒（足軽二軒・陪臣二軒）朝田村二三軒（足軽四軒・陪臣一九軒）で、陪臣は主に吉敷毛利家の家臣であった。

宰判制度と地下役人

それでは、つぎに農村支配の機構について述べよう。

長州藩では、萩・山口・三田尻の市街地を町方（まちかた）とよんで町奉行の管轄下に置かれたのに対して、農村は地方（じかた）とよんで、郡奉行（こおりぶぎょう）のもとに宰判（さいばん）とよばれる行政単位ごとに任命された代官の管轄下におかれた。この地方支配のしくみが宰判制度であって、本藩内を十八の宰判に分け、代官を派遣して統治した。もっとも、山口町は享保四年（一七一九）、三田尻町は享保元年（一七一六）に両町奉行所が廃

止され、代官の管理に移された。

宰判は、村落支配の中間組織で、裁判とも書き支配・差配の意味をもち、郡に相当するものであった。その区域は、一郡を一宰判とするものもあったが、むしろ一郡を二宰判としたものが多く、吉敷郡は二つに分かれていた。北部が「山口宰判」、南部が「小郡宰判」となっていて、大歳地区は山口宰判に属した。宰判の支配は官と民の二本建てで、藩からは郡奉行に属する代官役以下の御役人が派遣され、民間からは大庄屋などの村役人を置いて代官が村庄屋などの地下役人を監督しながら民政を行った。その役所を「勘場」と呼び、山口宰判の勘場は山口町の中河原にあった。

これら民政のしくみを図示すると次のとおりである。

郡奉行 ― 代官（御役人） ― 大庄屋（勘場役人）
- 庄屋（蔵入地） ― 畔頭 ― 証人百姓
- 小都合庄屋（給領地） ― 給庄屋 ― 給畔頭

次に、それぞれの役人とその任務について述べよう。

(1) 代官

代官は平素は萩城内の郡奉行所に勤務し、下役から民政・徴税・勧農・治安などについて任地からの報告をうけて処理していた。なお、代官が在萩中に任地の勘場と行う諸連絡は、萩の郡問屋が取り

次いだ。代官が任地へ出張滞在することを出郡（しゅつぐん）といい、毎年春・秋・冬の三度出向いて、三〇～四〇日間滞在することを原則とした。

春の出郡は、①前年度の貢米銀などの調査、②春定（はるさだめ）（今年度に徴収する年貢の割り当て）を実施し、年貢の決定、③宗門究（きわめ）、主としてキリスト教信者の取締り、④村内井手（堤）・川除（かわよけ）（川さらえ）・道路・橋の修理など土木工事の見分、⑤御立山（おたてやま）（藩有林）への造林や手入れ、⑥善行者の表彰や軽犯罪の刑罰執行など。

秋の出郡は、①米の作況の見分、②早場米の年貢収納や大坂運送米の手配、③前年度の公米銀や地方費の決算、④夏の風水害の復旧工事見積の報告など。

冬の出郡は、①年貢米・備荒貯穀・貸付米銀の取り立て、②御蔵米（おくらまい）の在庫量の検査、③年貢完納による困窮百姓に対する貸米の支給。

そして、帰萩中であっても絶えず管内からの報告を聞き、民政全般の事務を処理するだけでなく、一定の犯罪の裁判をも担当した。代官役の下僚には、算用方・社寺方・普請方・記録方と、その付属の小吏に手附手子（てご）・打廻手子（うちまわり）・山方手子などがいた。いずれも下級の士分が任用され、これらを「御役人」とよんだ。

(2) 大庄屋

大庄屋は、宰判内の民政を行うため村庄屋の統領となり、代官を補佐する民間側最高の役職である。大年寄ともよばれたが、享保十九年（一七三四）から大庄屋に定着した。多くの不動産を所有し、か

つ衆望の高い家柄の者から選任されたので、家筋も定まってやや世襲的になり、名字帯刀を許された者が多かった。山口宰判内では、矢原の吉富、仁保の三浦、宮野の徳田、古熊の竹下などが大庄屋格の家で、毎年交替でその任にあたった。

この大庄屋の下僚には、やはり民間から選ばれた算用師・恵米方・勘場守などがおり、これらは「勘場役人」とよばれた。大庄屋は常に勘場に出勤し、下僚を指揮監督するとともに、代官の出郡中は常に随行した。お上からの諸沙汰は大庄屋がまずこれを受けて庄屋に伝え、庄屋から提出されるものは必ず大庄屋を経由させた。報酬として郡費より年間米九石が支給された。

なお、給領地には大庄屋にあたる小都合庄屋がおかれた。

(3) 庄屋

庄屋は村ごとにおかれ、管内（「存内」といった）の畔頭・証人百姓などを統括して、土木・治水・戸籍・飢饉の救助・勧農や年貢の賦課徴収など、村政全般にたずさわった。職務の性質上、筆算の才能があり資産もあって家柄のよい本百姓から代官によって選任された。しかし、必ずしも同一村内から選任されたわけではなく、例えば矢原村の人が下宇野令村の庄屋に任命された例もあり、これを入庄屋と呼んだ。

庄屋の主な職務を挙げると、①村民の田畠の売買（質入）を確認し、毎年「春定名寄帳」を改め、税額を決定、②大庄屋の検閲を受け、個人別の下札（納税書）の作成と予告、③租税米銀の徴収と管理、④宗門改め、戸籍の異動、勧農殖産の奨励、困窮者の救助などを行った。

報酬は、職務給として任地村落の田畠現高一〇〇〇石につき三石が年貢から免除（高除という）され、ほかに算用飯米・足役除米・灯油代・筆墨代など一石余が支給された。また、十五年の勤功を積めば「役中名字」が許された。

(4) 畔頭

畔頭は、庄屋の補佐として村内二～三部落の地域ごとに一人が置かれた。これも庄屋と同じく相当の資産があり、書類の記帳と計算のできる人が庄屋・大庄屋の推薦により代官から任命された。名寄帳その他の諸帳簿の作成や農民からの諸願届を代筆して庄屋へ提出したり、お上からの通達を農民に周知徹底させるなど、末端行政に直接たずさわる多忙な役職で、かなりの責務と権限を与えられていた。

その報酬は、庄屋と同じ職務給のほか、算用飯米・足役除米など七斗余が支給された。また、二十年勤続すれば「役中名字」が許された。

(5) 証人百姓

畔頭の下に一～二名の証人百姓を置いた。地下総代（百姓の代表）として、畔頭の職務上の各種米銀の出納などを監査することを任務とするもので、頭百姓の中から選び、一年交替で庄屋・畔頭の手を経ずに代官から任命された。庄屋・畔頭と違って役料はなかったが、地下小貫（別途村費）からいくらかの米が支給された。

畔頭の名字許し状（藤村彰一氏提供）

(6) 小都合庄屋・給領庄屋

藩士の給領地（知行所）一給一か所ごとに給領庄屋を置き、蔵入地の庄屋・畔頭の職務をおこなったが、この各給庄屋を統率するのが小都合庄屋で、給領主の指示により蔵入地に準じた事務を処理した。ただし、一村知行地以外は代官の支配下におかれ、また庄屋が代行したところもある。

以上、代官はじめ大庄屋・庄屋などの役職について述べたが、そのうち庄屋・畔頭・証人百姓を総称して「地下役人（村役人）」といった。藩政時代二百数十年の間、これらの役職にだれが任じられて村の自治運営に当ったか明らかでないが、『地下上申』『風土注進案』『山口宰判本控』などの文書から判明している人々は別表7のとおりである。

表7　大歳地区の地下役人一覧

	大庄屋	庄屋	給領庄屋	畔頭
享保（1718～1735）		梅田市右衛門（黒川） 梅田六右衛門（朝田） 吉富市右衛門（矢原）	伊藤五兵衛（朝田） 諸兵衛（朝田）	九郎左衛門（朝田） 市左衛門（朝田） 六郎右衛門（朝田） 半左衛門（朝田） 平左衛門（勝井） 与三左衛門（黒川） 九郎兵衛（朝田） 与一右衛門（矢原）
宝暦（1751～1763）	吉富平治郎	吉富市右衛門 吉富平次郎		堀文右衛門（和田） 則安市左衛門（河内）
天明（1781～1788）	吉富藤右衛門	吉富市郎右衛門（矢原）		野村藤左衛門 （天明八～嘉永五まで六三年間）
寛政 享和（1789～1803）		吉富平次郎（矢原） 桑原藤蔵 岡屋五郎兵衛（矢原）		
文化（1804～1817）	吉富藤兵衛	山田和吉（矢原） 吉富藤兵衛 岡屋市郎衛門		藤村市五郎（矢原）
文政（1818～1829）	吉富藤兵衛	吉富治郎右衛門 （下宇野令庄屋） 山田和吉 （天保二年役替え）	伊藤九右衛門（朝田） 源平衛（小都合）	
天保（1804～1817）		藤村介三郎（矢原） （天保五年九月矢原・黒川村庄屋分離） 田中善左衛門（黒川）		

		〔矢原・黒川村一庄屋〕		勘右衛門（矢原） 藤左衛門（矢原） 治郎兵衛（矢原）

嘉永 万延 (1848～1860)	吉富惣右衛門	岡屋彦四郎（黒川） 藤村介三郎（矢原） 田中善兵衛（黒川） 田中藤八（黒川） （金子伝右衛門）（恒富）	市右衛門 善九郎（黒川） 宮太郎（矢原）
文久	岡屋彦四郎	池田兵右衛門（黒川） 藤村辰之助（矢原） 池田兵右衛門（黒川）	小都合庄屋 野村九兵衛
慶応	大庄屋格 （吉富敬輔）		佐伯義兵衛（朝田） 嘉平衛（黒川） 市右衛門（福良）

（注）矢原・朝田地域に関係ある村役人を、各種古文書から拾い集めて表にしたもの。
したがってこれが全てではなく、不明のものがある。また、庄屋は他地区から任命された例もある。

春定と租税負担

春定　藩政時代の年貢の中心は米で、この年貢の徴収には検見法と定免法とがあった。検見法は、出来秋の収穫時に稲作の毛上（出来ぐわい、作柄）を調査し、標準収穫量を見たてて年貢（租税）をきめる制度である。これは農業に出精しても不精者との差がないことから、農民たちには不評であった。そこで、長州藩では寛永二十年（一六四三）から定免法に改めている。この定免法は、過去の収穫量の平均を基礎として、毎年春に百姓個人ごとにその年の年貢高を告知する制度で、毎年三～四月

ごろ作成されるので「春定」といった。その年の作柄にかかわらず毎年貢租高が一定していたから、努力によって作徳が望めた。もし、風水害・病虫害などで不作のときは、農民からの願い出によって検見が行われ減免された。

告知までの手順は、各村の畔頭の受持ち（組）ごとに春定名寄帳（百姓人別に田畠の耕作面積や年貢高を記載した台帳）が作られ、これを一村ごとに集計したものが春定皆済一紙で庄屋が作成し、大庄屋を経て代官の認証を受け、春定下札（下札）として百姓に告知された。

年貢の種類　名寄帳・皆済一紙の年貢高は、米方（田の米納部分）・銀子方（畠などの銀納部分）・浮役方（現物納）からなっていた。そして、これらは次に述べるように本途物成（田畠に対する正税）と小物成（その他の雑税）に分けられる。

本途物成（正税）

(1)　并米　田地税とその付加税の合計

ア　本土貢…田地の石高の四ツ成（四〇％）。

これを基礎に、さらに次のものが付加された。

イ　口米…本土貢の三％。関係役人の雑給やねずみ害による欠損補充として徴収。

ウ　種子利米…高一〇〇石に三石の割合で藩が百姓に種籾を貸し付け、秋に利子を付けて回収したのが固定化し、元米の四〇％を徴収。

エ　作飯利米…農繁期の食糧として貸し付けたものが固定化して、その利子として元米の三〇％を徴収。

以上の四種類の合計を并米とよんだ。公簿に「并何石何斗…」と書かれたことからきている。

(2)　延米　年貢徴収のとき、一斗枡の実容量を一升多く入るように作った枡を使用し、常に自動的に一割増しの計算で徴収した。この一割を延米といい、そのうちの三割を藩庫に納め、残りは郡配当米と弥延米（村費）として、郡・村の雑費に還元した。

(3)　畠銀　畠地に対してかかる税で、高一石について銀一〇匁の割合で徴収した。昔、一石一貫とされたことから、石貫銀ともいう。

小物成（雑税）

(1)　浮役銀　もともと領主乗馬の飼料として草・わら・すくも（もみがら）を徴収したものが代銀納となったもの。田畠現高一石につき銀二分二厘として徴収した。

(2)　門役銀　すでに百姓軒で述べたとおり、領主の台所用薪の現物徴収が銀納となったもの。本百姓のみに課した。

(3)　山立銀　合壁山（百姓私有林）や御預山（藩士に預けた藩有林）に対する課税。山の等級により一反につき一分二厘・二分・四分などの別があった。

(4)　鮎川石　河川での鮎漁に対する代銀納。

(5)　大豆土貢　畠銀の付加税で、もと軍馬の飼料として高一石あたり二升の現物納が代銀納となる。

(6)　蕨縄　蕨の根茎から澱粉（食料）を絞り出したあとの繊維を「しずら」といい、これを縄にしたものが蕨縄。湿気や水の腐食に強いので、軍陣や船舶の結束用に用いられた。これも門役銀と同じように百姓軒から現物徴収し、本軒百姓は一房、半軒は半房を納めた。

(7)　渋紙・細引　渋紙は楮紙をはり合わせ柿渋を塗った防水紙で、細引と共に寺社領除地高に賦課され、現物納から代銀納となる。

黒川八幡宮・勝井権現社などの除石地から上納されたのであろう。

(8)　小貫　貫はつなぐの宛字で集金を意味した。郡・村入費は、延米からの郡配当米や弥延米でまかなわれることになっていたが、次第に行政費がかさみ、その補充のため別途に徴収された。田畠現高に対して課され、勘場小貫・地下小貫などがあった。

このほかにも、地下馳走米（馳走は主君に対し奔走して忠勤を尽くす意味で、藩財政の窮乏により臨時に徴収した税。のちに恒久的になった）などもあった。

次に天保十三年（一八四二）の大歳地区の村々の租税負担の状況を『風土注進案』によってみると、表8のとおりである。

表8　矢原・黒川・朝田村の諸税一覧

税の種別	矢原村		黒川村	朝田村
	御蔵入地	給領地	御蔵入地	給領地
并米	702.213石	110.1744石	641.526石	492.2063石
畠銀	1025.72匁	278.44匁	1209.94匁	861.16匁
浮役銀	390.77匁	62.02匁	379.46匁	264.89匁
門役銀	122.85匁	22.05匁	148.05匁	
山立銀	7.44匁		98.56匁	
鮎川石	5匁		43匁	
大豆土貢	2.5542石		2.4198石	
蕨縄	4束7房半		7束5歩	
渋紙	6歩五朱		1枚7歩3朱	
細引	6歩五朱		1本7歩3朱	
小貫	16.097石		18.592石	

2　農民の生活

日々のくらし

幕藩体制の経済的基盤は農村経済にあったので、年貢を確保するため農業を保護する一方で、農民をきびしい統制下においた。年貢を納める道具として〝百姓は財の余らぬよう、不足なきよう治むること道なり〟という幕府の治政方針がその現れである。したがって、農民の日常生活は細部にいたるまで、徹底した干渉を受けていた。

幕府は慶安二年（一六四九）に、あの有名な『慶安の御触書』を出して農民の心得を詳細に定めている。「朝おきを致し、朝草を刈り、昼は田畑耕作にかかり、晩には縄をなひ、たはら（俵）をあみ、何にてもそれぞれの仕事油断なく仕るべき事」「百姓衣類の儀、布木綿よりほかは、帯・衣裏にも仕るまじき事」、あるいは「夫のことおろそかにし、大茶を飲み、物見遊山好きする女房は離別せよ」というように、農民の生活全般にわたってこまごまと干渉した。これらの規制は、農民の肥料作り・食生活・牛馬飼育から法度違反にまで及んだ。

長州藩でも、庶民の生活がしだいに落ち着いてきた万治三年（一六六〇）、二代藩主綱広は元就以来の先例規格を調査させて、藩の憲法ともいうべき「当家制法条々」三三か条を公布した。同時に、評定場定め、諸寺法度条々、社家法度条々、町方条々、郡中制法条々など、二六編の諸規則も公布した。いずれも「当家制法条々」の施行規則に類するものであるが、なかでも「町方条々」は萩・山口・三田尻三町の町人、「郡中制法条々」は諸郡農民に対する法令であって、庶民の生活はこれ以後長くこの法令をもって規制されることとなった。

この『郡中制法条々』は全文二七か条からなり、代官以下農民に対する心得を定めたもので、農民の日々のくらしとも関係が深いものである。そのなかから約半分の要旨を次に揚げてみよう（『山口県史料』近世編法制上）。

一、天下（幕府）より出された法制は守るべきこと。

一、貴利支旦（耶蘇教）は天下厳重の禁制なり。五人組において詮議いたし、不審の者を発見届け出た者には褒美をつかわす。もし他から露見した場合は五人組の落度とし、処断する。

一、西国往還道筋、人馬等にいたるまで、上使・飛脚・御物の運送に支障をきたさざるよう仕組を怠らざること。

一、郡奉行・代官の守るべきこと。①代官を置くことは国民の撫育にあり。②田畠の手当を怠らず、荒廃させないことお国の基たり。③百姓で農業を勤めざる者には、その所作を教え、才覚をもって作業の時節を忘れざるようにすべし。④百姓の驕りを押へ、いらざる費をせざるよう申し付くべし。⑤勤勉・孝行・正直者には褒美を与え、農業を勤めず、親不孝・不正直・我儘者には処分を行うべし。⑥代官は廉直無慾を肝要とし、富貴に諛はず、貧賤を悪まず、貧窮孤独の者を恵み、慈悲を旨とし、また罰を忘れず、百姓の分散せざるよう怠りなく勤むべし。

一、公領の山の用木は厳重に見廻り、私用に伐採せし者は誅伐（死罪）のこと。
一、国中の道橋・往還はわずらいのなきよう農事の暇をもって修補すること。修補の配分は先規にしたがい、百姓痛まざるよう沙汰すべきこと。
一、川除（川ざらい）・井手・堤・溝についても、農事の暇に修補を行い、大破に及べば郡奉行に達し助成を受くること。
一、百姓が町人のため細工を行うことは、昔から行ってきた分はよいが、百姓が農業を事とせず、地下のためにもならない新儀の細工は停止のこと。また、百姓が耕作を差し置いて商売をなし、奉公に出ること停止のこと。
一、諸勧進（金品を募り、物を乞う）は停止のこと。ただし、逼迫の百姓助成は格別のこと。
一、百姓の家造りは、たとえ裕福の百姓といえども美麗を尽くした造作は一切停止のこと。
一、百姓・老人・子供とも、みだりに出家することを堅く禁ずる。
一、百姓として直参の武士に慮外いたすべからず。少々杖を負いても堪え忍び、様子をみて代官に訴うべし。もし、相戦った百姓は処分する。
一、百姓の喧嘩は武士の法には準ぜず、少々一方が疵を負うといえども、地下において相済ますべし。
一、耕作のこと。万民の身命を養うものは農民の精力にあり、農民の精力は郡吏の教にある。然るときは四季相応の季節を考え、その節に先んぜず、その季に遅れず、春は耕し、尺地も残さず切

に植付くべし。
一、奉行・代官の教に順わず、無精にして耕作に緩の百姓あるにおいては、品により誅伐・籠舎・過料たるべきこと。
一、収納のこと。春・秋の年貢は奉行の下知にしたがうべきこと。
　百姓無沙汰いたし、年貢滞納は厳法に申し付くべきこと。
一、一村・一在所の百姓、徒党を結び一列の愁訴は停止のこと。

このように、長州藩でもこまごまと規制を加えているが、特に、生産性向上のため季節、季節に遅れないよう農作業を進めることを厳命し、従わない者には誅伐（死罪）籠舎の厳罰でのぞんだことに驚かされる。

次は、代官を通じて百姓に徹底させるために出された宝暦七年（一七五七）の「御書付」（『山口県史料』近世編法制下）の一節である。世の中は次第に華美になり、乱れた風俗を矯正して質素倹約を勧めようとするものであるが、当時の百姓の暮らしぶりの一端を知ることができるので、その要約を掲げてみよう。

「百姓の風俗は、家作は大概掘立小屋にて片戸壁で障子などなく、垂こも・垂むしろを使い、敷物も茅筵を敷いて済まし、頭髪も男は藁しべ・麻糸で髪を結ひ、女も無造作に結い上げて手間をおしみ、耕作一念に精を入れ…絶えず心懸け候故、まさしく百姓の姿であったが、宝永・正徳（一七〇四～一七一五年）のころより世の中次第に華美になり、下々にいたるまで物好きするようになり、風俗を失

い、家作も石居にして戸障子・ふすま（襖）を用い、男女とも姿を繕い、萩の本ゆい（元結）・油びん付を買い求めて頭髪を仕立て、着物にても物数寄をして万事風俗をみだり、内虚外実の暮し方に落ちゆき、おのづから代々の家も続かず…」

これからわかることは、次第に商品経済が浸透して、生活が苦しいといいながらも全体的には生活が向上していたことを物語っている。そして、販売を目的とした作物の生産、商品の流通などとあいまって、農村へも貨幣経済が浸透し、その結果は貧富の差が生じた。年貢その他の負担による生活苦から先祖伝来の田畠を売って没落する農民もいたし、反対に生産や商売で得た富で田畠を買い集め地主へと成長していった小作百姓もいたのである。

このほか、幕末動乱期の安政元年（一八五四）に出された通達では、①盆踊りなど一切停止のこと。②諸祭事はすべて軽便に取り扱い、親類のほか往き来しないこと。③衣類・髪飾りなど従来の規定どおりにし、すべて控え目のこと。④浄瑠璃・三味線そのほか遊芸に類すること一切停止のことなどとあり、質素倹約の規則が繰り返し出されている。

五人組

五人組は地方支配の末端組織である。慶長九年（一六〇四）の山口町の掟書に「惣町十軒結びにて昼夜火の用心せんさく仕り」とあるように、はじめは防火・犯罪の予防を主たる目的として設けられ

た。その後、百姓の離村逃散や万治元年（一六五八）には切支丹の取締強化など検察を目的とするものとなり、連帯責任を持たされた。泰平が続くにつれて五人組の機能も変化し、生活上の相互監視や相互扶助を役目とする組織となった。すでに述べた『郡中制法条々』には、「貴利支丹宗門は天下厳重の御禁制也。然る上は五人組緩みなく詮議致し、不審なる者あれば急度申し出ずべし。早に褒美を遣わすべし。もし脇より漏れるは五人組の落度たり」と、平素からの相互監視や連帯責任が厳しく求められている。

農村では、本百姓を原則として五戸単位に組を編成したが、明和八年（一七七一）の「戸籍仕法」では、五人組を二つ合わせた十人組（約十戸で一組）を最小の単位として、この中から頭取百姓を定めて世話をさせた。

五人組は、このように地方支配の末端として、①キリシタン宗徒のせんさくのみでなく、②年貢の納入、③出生・死亡などの異動、④他国出行（出稼ぎなど）や欠陥（欠け落ち）、⑤御立山（藩有林）の取締り等の相互監視・告発といった検察的な面も課されていた。したがって、村の人びとは世間の束縛から逃れることはできず、もしこれに違反すれば連帯責任によってお咎（処罰）を受けた。また、一方では多くの労働力を必要とする農作業その他日常の生活のため、自然発生的な隣保相互扶助の組織でもあった。

村の損益勘定

農民の年貢負担についてはすでに述べたところであるが（一〇九ページ参照）、実際の生産額と年貢額などの収支関係から、当時の農民の生活ぶりを見ることにしよう。

貞享検地（一六八六年）当初は、表作では農民の手元（てもと）に残るものはほとんどなかった。享保十三年（一七二八）の「地下上申」によると、大歳地区の出来米は上田で一反当り二石五斗、平均は一石三斗五升で、表作では作徳（農民の取り分）がなく、裏作の麦が頼りだったという。これが天保期になると、出来米が石高（公定収穫高）を上回るようになったといわれているが、果たして実際にはどうだったのであろうか。

天保十三年（一八四二）に各村庄屋から報告された『風土注進案』には、一村ごとにその村の収支があげてある。大歳地区の矢原村・黒川村・朝田村の三村とも、その内容はほとんど変わらないので、ここでは矢原村の記述から当時の農村の生活状態をうかがうことにしよう。

矢原村における米・麦・銀の収入と支出の状況は、別表9のとおりであった。

まず、米についてみると、田地一二九町五反三歩に対し、反別一石七斗二升出来るとされ、その総収穫量は二二二七石四斗二升である。それに対し上納米（年貢、本土貢の四ツ成と付加税を加えたもの）は五三％の一〇〇九石六斗四升、畠地生産額を米に換算した上納畠出来高と馳走米が一〇石一斗三升六合で、その残りの米が農民の手取り高である。これから食糧米を出さなければならない。当時、

表9　矢原村の収支計算表

	収　入	支　出	増　減
米	2227石42 田数129町5003 反別1石7斗2升出来	1009石64 （上納米53%） 10石136 （畠出来米・馳走米上納分） 455石 （村民食糧米　人別7斗） 507石845 （代銀の不足を償い分）	＋244石788 （作徳分。家数153軒割にして1戸当り1石6斗宛）
麦	512石 （麦畠73町11）	357石5 （村民食糧人別5斗5升） 99石36 （馬飼料　一匹1石8斗） 5石76 （牛飼料　一匹3斗6升）	＋49石38 （過作。代銀にして3貫703匁を収入に入れ差し引きゼロ）
銀	8貫470 （諸産物売払い代金） 3貫703 （麦過作代銀）	1貫941 （畠銀等上納分） 49貫210 （買付肥料代） 7貫191 （農具代・紺屋塩代・牛馬代）	－46貫168 （不足分。米作徳507石余で償い差引ゼロ）

表10　矢原村の食糧必要量と差引表

必　要　量	収　入	支　出
936石 村民650人 一人年に 米7斗 麦5斗5升 雑穀1斗9升 計1石4斗4升として	米　455石 麦　357石54 計　812石54	－123石5 この不足分は、村で取れるソバ・大根・小豆等の雑穀130石で償い過不足なし

矢原村の人口は六五〇人であったが、その食糧米は老若平均して一人当たり年七斗とされていたから、四五五石が必要であった。さらに、諸産物を売った代銀から支出される畠銀上納分・肥料代・農具代などを差し引くと、銀四六貫一六八匁の不足が生じ、これを補うため米に換算して五〇七石八斗四升五合を支出することになる。そうすると二四四石七斗八升八合の米が余った。これが作徳米で、農民の取り分である。農家数一五三軒に分配して、一家当り平均作徳米は一石六斗であった。この作徳米が、黒川村では一石一斗五升、朝田村は一石八斗七升と記されている。

麦は、麦作のできる二毛作田（麦田（むぎた）といった）七三町から、およそ五一二石が採れた。その中から、食用として一人五斗五升とみて三五七石五斗、馬の飼料として九九石三斗六升、牛の飼料として五石七斗六升を差し引き、なお四九石三斗八升が残った。作徳であるが、これは次の銀の支出不足を補うため、代銀にして三貫七〇三匁を収入に当てているため、過不足なしとなっている。

銀の収入は、年間の諸産物・木綿などを売却したもので、八貫四七〇匁の収入となっている。どのような産物を売ったのか詳細は知るよしもないが、矢原村には「味瓜凡そ百荷」「西瓜およそ百荷」の産物があったことが記されている。特に味瓜は有名で、「当村にかぎりて判の瓜という事ありて、農夫市次郎の家に伝うる所にして、古よりの習はしにて今も年々土用に入ると味瓜一ト頭（十二個）市次郎より御城へ献上、突きたる判〝一次郎〟かくの如し…」（『風土注進案』）とあるから、これらも入っていたのであろう。そして、麦の過作代銀と併せたものから、畠銀などの上納のほかに肥料代・農具代・木綿を染める紺屋への代価・塩や牛馬などの購入費などを支出して、四六貫一六八匁という

大きな不足を生じた。この不足分は、さきの作徳米（五〇七石余）で補われ、過不足なしとなっている。

次に、食糧についてみよう。別表10のとおり、必要量は一人一年分の平均食糧を米七斗、麦五斗五升、雑穀一斗九升の計一石四斗四升（一日一人当たり四合）としているから、村民六五〇人分は九三六石であった。それに対し、米は四五五石、麦は三五七石しか認められていないので、一二三石五斗の不足をきたしている。この不足分は、村で作られる蕎麦・大根・小豆・芋などの雑穀が約一三〇石になり、これを当てて過不足なしという。また、大豆は上納の残りと小麦で味噌・醤油をつくり、綿は日常の衣料や布木綿として売却し、これも過不足なしと記録されている。

こうしてみると、矢原村の収支勘定は作徳米がわずか一戸に一石六斗あったのみで、麦・銀の収支は差し引きゼロと一応のつじつまは合っているものの、住民の住居費・保健衛生費は触れてなく、まして娯楽・教養など全く顧みられていない。また、食糧にしても米・麦の主食で一二三石の不足を、雑穀で補うというのであるから、非常に厳しい実情にあったと想像される。これは黒川村や朝田村においても同じであった。

「百姓は活かさず殺さず」といわれたように、年貢賦課は農民にとって決して軽いものではなかったし、日々の暮しも農作業に追われてゆとりというものはほとんどなく、ようやく家計を維持していたというのが当時の姿であった。

農民救済のしくみ

天保三年（一八三二）十月、黒川村庄屋助三郎と川向いの吉田村庄屋源蔵から「御歎中上候事」と題する歎願書が、大庄屋徳万伊助に出された。その内容を要約すると次のとおりである。

山口宰判の黒川村は出来の悪い田で水害が多く、吉田村もひでりによる被害が多く共に難渋している。近年はとくに風水害の痛手が強く、最初の予定よりも秋の取り入れが少く年貢が足りない。その上、修補米借の年賦返済や御囲米の返納を続けているものの、年々不作続きで元利返済もままならず、借銀は増えるばかりである。このままではいずれ村民一同落ちぶれて、その日暮らしとなること必定で、百姓軒をつぶし離散する事態にもなりかねず気毒なことである。時節柄恐れ多いことながら、格別のお慈悲をもって、米五一六石余、その内訳は一九二石余は無利子で、二〇〇石は三朱利で十か年賦、残り一二三石余は御頼母子の内をもって遣わされたい、というのである。

この歎願書は大庄屋から代官に上申された。代官大中半左衛門は、更に調査の上、次のような報告書を郡奉行に提出している。

黒川村では、田地その外を売りさばき、残りは質入などして家計立て直しを考えており、低利・無利子の借米をすれば何とかめどが立つであろう。こうしてお願いするからには、経済立て直しの方途をはっきりし、質素倹約を専らに耕作に努めさせ、たとえ親族縁者であっても酒飯の寄合をさせず、地下の慣例による集会も差し止め、きっと目的を達するようにするので御仁恵をもって御許可された

い。

これに対し、十二月に郡奉行の回答があり、米五一六石余のうち、三九二石余は郡費をもって支給し、三朱利十か年賦返済。残り一二三石余は御救頼母子をもって払切とする旨の回答が寄せられた。（『山口宰判本控』より）

これは一例であるが、当時の農民たちは大きな年貢負担をかかえ、地理的な風水害と闘いながら困窮した生活を送っていた様子をうかがい知ることができるのである。

このような経済的に困窮した農民を救う方法として、公的には、「囲穀」や「修補米銀」の制度があり、民間の相互扶助的なものに「社倉」や「頼母子講」があった。

囲穀　囲米ともいう。もともとは風水害や飢饉に備えて米や籾を貯蔵しておくこと（備荒貯穀）をいい、元文四年（一七三九）に「新入替米」がはじめられ、その後も貯蔵が始められた年によって、「寛政囲米」（寛政四年）、「凶年御手当米」（文化九年）などいろいろの名がつけられた。これらは各村にある年貢収蔵用の御米蔵を利用して貯蔵し、毎年入替えのため端境期に低利で貸し付け、新米で返納させた。例えば、矢原村の御米蔵は下矢原にあったが、天保十二年秋に蔵詰された囲穀は別表11のとおりであった。

修補米銀　救民や福利を目的として設けられた米銀で、その目的によっていろいろの名称があった。飢饉に備える備荒囲穀に対し、文化年間（一八〇〇年頃）ごろから飢饉以外の生活困窮者の救助など特定

表11　矢原村の囲穀

名　称	数量
新入替米	石 35.64
新入替籾	7.0
撫育名目米	41.8
撫育名目籾	7.5
寛政御囲米	11.88
凶年御手当籾	24.0
地下置米	23.32
社倉米	9.24

の目的に使用するため、各宰判で始められたもの。広く地下有志からの寄付もつのった。

社倉　藩の施策を補うため、民間でも相互扶助の精神から村の有産者が米・麦を出資して貯蔵し貸し出した。これを社倉といい、山口宰判では天保十三年（一八四二）から始まり、原則として御米蔵とは別の倉庫に保管された。

頼母子　頼母子は鎌倉時代に始まり、江戸時代に最も盛んになった庶民金融である。講親という発起人を中心に、数人から十数人で講をつくり、一定の期間、一定の掛金を拠出して、これを入札などで順番に回し取りしていく方法であった。また、民間で行われただけでなく、藩でも各宰判に割り付けた郡頼母子を開き、諸郡に配当した。幕末には「二千石救済頼母子」という大がかりな郡頼母子もあった。

こうした農民救済の事例をもう少しあげると、①黒川村百姓一家の救助に御救頼母子米から一か年分の食糧を給与（文久元年）、②同じく修補米を借り年賦返済中の生活困窮者に、残り元高の半分に当たる一割利米を二千石御救頼母子で支給（文久元年）、③捨子の養育を引き受けた矢原村の恵吉に、褒美として米八斗を修補利米から支給（文久三年）、④矢原の孝子亀吉に褒美として米八斗を修補利米より支給（文久三年）などがある。

庄屋の苦難

幕藩体制下において村制度が整うと、村が支配単位の基礎となり、その村の長として庄屋が置かれた。すでに述べたように、庄屋は藩支配機構の末端としての地方行政官の性質をもち、地下役人といわれたのもそれゆえである。したがって、庄屋の仕事は決して暇ではないし、責任も重かった。藩からの通達や回状など公式書類はすべて庄屋にきた。人別帳や戸籍帳の提出も庄屋の責任において作成せねばならない。年貢の割当の責任者もまた庄屋であった。年貢納入にあたっての庄屋の責任は一段と重い。つまり村の行政上の運営にあたって、何から何まで庄屋の責任で事を運ばなければならなかった。とくに、困窮百姓が食い詰めないように監視し、大庄屋から代官へ報告して助米や修補御恵米等を借受け、返済を監督するなど、何としても百姓軒をつぶさないよう命ぜられていた。

しかし、村民の生活に密着している庄屋の立場は、実際には非常に微妙なものがあった。庄屋は一般の百姓よりずっと社会的権威や経済的実力のある存在ではあったが、身分的にはあくまでも百姓であった。村落協同体の長として民意の代弁もしなければならなかった。そこには藩の立場をとるか、一般農民の立場を守るかとの板挟みとなり、苦悩することもしばしばあった。

大歳地区の庄屋役についてはすでに述べたとおりであるが、この中にも困窮農民の救助に尽くしながら没落していった庄屋がいた。次に述べる吉富平次郎と吉富治郎右衛門である。〔吉富家といえば、大庄屋格の吉富家（上湯田）は有名である。没落したこの吉富家は矢原に同姓の家が二家か三家あっ

て、そのうちのいずれかと推測されるが、今はその家筋など不明である）

寛政十年（一七九八）、矢原村庄屋岡屋五郎兵衛から「御断申上候事」との上申が大庄屋竹下治左衛門に提出された。

その内容を要約すると、矢原村の吉富平次郎は、天明三年（一七八三）から十二年間も同村庄屋役を勤めたが、この地域は水害などで難儀をする農家の多い所柄だった。そのため、年貢を滞納する者も多く、そのすべてを勘場に報告して公的な救助を願い出るのははばかられた。そこで、不足分を庄屋である平次郎が立て替えていたのが行き詰まり、数年にわたって不足が累積し、打ち続く不作等の不運も重なって平次郎の公私の借米は五九〇石余に達した。庄屋仲間たちの間で細々ながら返済計画をたて、郡経費や勘場修補銀の借用で補い、さらに田畠を入質して借金し、頼母子をも使ったものの、なお三一八石余の借米が残ることとなった。この借米には充当する質物もなく、返済の目途もたたず、貸し付けた多くの人に損害をかけることになった。貸付人のなかには身上を潰した者もいるが、これとても仕方のないことであった。平次郎は平素から藩の御用命による献金も余分に行い、庄屋役などの勤功もありながら、門目（家）を潰すことになったのは気の毒なことである。どうか格別の御慈悲をもって公儀借米の残りを次のような処分でお願いしたい。即ち、公借は寛政五年（一七九三）の米一〇〇石であるが、この元利返済中の残り五一石のうち、二〇石は田畠を売り払って返納させるから、残り三一石は帳消しにしていただきたいというものであった。

この上申書は大庄屋から代官へ、そして郡奉行へと、それぞれ意見がつけられて上部へ上げられた。

代官の上申書によると、「公内借によって村の有力者（吉富家）が門目（家）を潰すことになるが、つまるところ、公借に対する質物も十分でないから、彼のこれまでの勤功に免じて三一石は免除を願う。かつまた、前段のとおり大負債をしながら、返済の方策もとらず多人数に損害を与えたことの責任に対し、追込（庶民への刑罰で、一室にとじ込め接見を禁ずる処分）を申し付けたので、よろしく沙汰を願いたい」と上申している。（『山口宰判本控』より）

こうして同年十二月二十六日、郡奉行は「三一石余の帳消しを認め、残り二十石は暮れまでに滞りなく返上せよ」と命じている。このように、宰判内でも有力な本百姓の一人であり、父の代には大庄屋や恵米方を勤め、本人も恵米方や庄屋を勤めた勤功のある家柄であっても、ちょっとした緩みで没落していくのである。

このほか、文化十四年（一八一七）には矢原村の百姓吉富治郎右衛門から、「御歎申上候事」と、藩府に三四六石余の返還を求める歎願書が出されている。

この吉富家は先祖以来、矢原村の高持ち百姓であり、文化四年（一八〇七）から三年間、下宇野令村庄屋を勤めた家柄であるが、「年来の不作などから公借がかさみ、所有の田畠を残らず売り払っても不足する有様で、門目を潰し家族離散のほかはない。どうか以前に差し出した御当用米四〇〇石のうち、頂いた利息米を差し引いた三四六石を返還していただき、これを公借返納に当てたい」というものである。（『山口宰判本控』より）

このように、庄屋などの富裕層は年貢とは別に御当用米銀と称する当座の協力をしばしば求められ、

更には村の経営に関する負債などから、破産に直面することがあったことが知られるのである。

水争い

この時代、農業の安定と発展をもたらす第一の条件は水利の安定にあった。だが、河川・堤や用水路から引く灌漑用水の利用には、常に苦労がつきまとった。

とくに河川から用水を引く作業は村ごとに行われたが、それぞれの村が勝手に引いたのでは不公平が生ずるので、協議して何個所かの堰を設置し、さらに時間を定めて順番に水を引くやり方（番水）をとった。このような方法を村々は長年の間に慣習として固定させ、生産を安定させてきたのである。しかし、こうした堰による水掛りも、水の少ない時にはどうしても下流の村は不利になるので、水争いもしきりに起こった。

寛政十一年（一七九九）、隣の吉敷村から流れる小僧川筋でも、水争いが発生している。場所は、吉敷の滝山に源を発して滝河内から木崎沖を流れる滝河内川（木崎川）と、吉敷中村からの用水路の合流する辺りで、現在のＪＡ山口中央（農協本所）近くだったと思われる。以下、『年中吉凶記録』（田中家文書）からその要約を紹介しよう。

この年は豊作ながら水の少ない年であった。小僧川筋を水掛りとする田は吉敷川の北にあって、上湯田・下湯田・高畠の関係者によって耕作されていたが、上流の吉敷村民が勝手に堰止めて取水するのに困惑していた。七月二十四日に、堰を切って下流にも水を回してもらうよう庄屋に願書を差し出したが、解決にいたらなかった。たまりかねた大歳側の一同は、二十八日に養元寺に集まって協議のすえ、日中に沖野淵の堰を落としに行ったところ、吉敷からも大勢が出てきて争いになった。その際、上丁田の弥七・市の末七・高畠の梶原平蔵の三人がつかまり、下湯田の九郎右衛門がようやく平蔵を連れ戻したものの、他の二人は吉敷に連れて行かれ、毛利家蔵本に永らく留め置かれた。この事件につき、山口勘場からも手子役人が出張して取り調べを行った。

この水争いは、翌寛政十二年（一八〇〇）の二月から湯田の竜泉寺において藩目付その外の役人が出張して取り調べが行われた。裁判の結果は、五月五日に証人百姓梅田次左衛門に五十日の籠舎刑、畔頭の源七・頭百姓田中善左衛門・喜兵衛と上丁田の弥七・市の末七の五人に閉戸刑（謹慎）が申し渡された。一方、吉敷方の庄屋・畔頭も五月五日に萩の籠舎に入れられ、吉敷毛利家御家中の一人が遠島になっている。（田中家文書）

ところが、この事件は更に発展して、代官にまで処罰が及んでいる。すなわち、『毛利十一代史』によると、寛政十二年六月二十四日に、「審問ノ結果、毛利外記家臣等矢原村民ヲ猥二拘引暴行ヲ加ヘタルニヨリ、所務代岡崎新平外三人処罰アリ」とある。毛利外記は吉敷毛利家九代の領主房直のことであり、所務代とは代官のことである。吉敷毛利家の家臣が、矢原村民を拘引して不法に暴行を加えたことから、ときの山口宰判代官までが責任を問われたのである。

郷之尾堤への通水

前項の「水争い」でも述べたように、稲作にとって、水の安定供給はかかせないことであった。そのため、朝田村の高台にある水田は吉敷川からの水掛りが困難なため、堤（溜池）が多く利用されている。しかし、背後の山地が浅いため、わずかの日照りでも水がかれて用水の確保に困窮していた。

そうした堤の一つに「郷之尾堤（ごうのおづつみ）」（国道九号線「酒のヒーロー」店の裏）があった。里人の苦労を見かねた庄屋父子が、山を掘り抜いて水を引いたという由来を刻んだ顕彰碑によって、その子細を知ることができる。

勝井の西隅にあたるこの堤は、高井から勝井一帯の田に灌漑していたが、背後の集水域が狭く雨が頼りで、少し日照りが続くと水が不足して村民は困っていた。文化十二年（一八一五）、こうした窮状を見かねていた給領庄屋の伊藤五兵衛・助左衛門親子（高井）は、一山奥の法満寺の谷川から水を引き込むことを考えついた。そこで親子二人だけの力で取水の水路を造り、山にトンネル約三十メートルを掘り抜いて通水に成功した。このため、八年後の文政六年（一八二三）の大旱魃でも、このあたりでは干害から免れることができた。村民は改めて庄屋父子の恩恵を実感し、僧の沢寛雄に文章を依頼して、その年八月に顕彰碑を建立して感謝の気持ちを表したのである。百八十年後の今日、付近は都市開発による田の減少で堤の効用は少なくなったものの、その施設は立派に残っている。

顕彰の石碑は、今、郷之尾堤の東側配水口の横（高井墓地の入口）にひっそりと建っている。この

碑文によって吉敷毛利領の給領庄屋である伊藤五兵衛・助左衛門親子の善行が明らかにされたのであり、両人の功績を末永くたたえるためにも、いささか難解な漢文ではあるが次に原文のまま掲げることにする。（『山口県風土誌』金石文誌をもとに、一部拓本により修正）

勝井之西隅　故嘗有陂　漑勝井高井二村之田陂　不飲于
川吐于田
惟待陰雨而已　仙掌一滴焉足共百井万頃之渇哉　民苦旱
日久矣
陂在豈満村　而障以崖崿　澗水常滾々流去　文化乙亥春
里正之翁伊藤五兵衛利久　乃子助左衛門為久者
鑿崕崿作竇数百歩　引澗水豬于陂
罍缾下罄滑稽無已　今茲文政癸未旱魃大為虐　而二村獨
得全
村民追思其功徳　謀不朽其事　謁予記　予寛雄盂鉢資以
糊口并服其沢　豈可辞乎
副以銘　銘曰
洋洋疇畝　易之播之　翁之所灌　我将何為　黍稷翼々

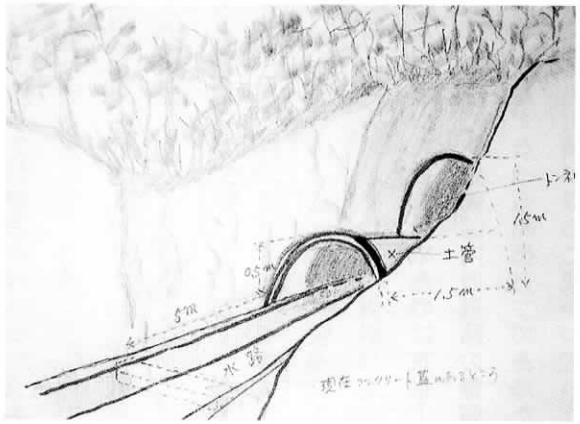

法満寺側の取水口の図

給膽公私
其私幾何　如阜如茨　誰錫居天居翁居
秋八月　　沢　寛雄謹誌
　　水子中建

石州街道と黒川市

室町時代、大内弘世（二十四代）が館を山口に移し、京にならった町づくりを始めたのは正平十五年（一三六〇）ごろであった。町並みづくりを始めるとともに、大急ぎで防長両国内の道路の整備を進めたが、とりわけ重点をおいたのが、小郡から津和野（島根県）に通ずる「石州街道」であった。当時の街道は、朝田の岡ノ口から岩富の橋詰（吉敷川改修までここに黒川橋が斜めに架かっていた）までは、現在のＪＲ山口線と椹野川土手の間を通っていた。黒川橋を渡って、岩富の古曾坊からはほぼ現在の市道勝井中矢原線を通り、朝倉市（周布町）で大曲りを回って今井の下市橋から讃井の袖解橋を経て、山口町へ延びていた。（表紙裏の地図参照）

そのころ小郡には都と九州を結ぶ山陽道が通り、嘉川の深溝港は明（中国）・朝鮮との貿易港として栄えていた。したがって、これらと山口を結ぶ石州街道は重要な道路であり、大歳地区は交通の要

所であった。大内氏全盛時代、年貢や生産物の輸送そして旅人でにぎわったであろうこの街道を、連歌師の宗祇、遣明使の策彦和尚や宣教師のフランシスコ・サビエルも通ったのである。

近世にはいり、慶安三年（一六五〇）に長州藩が幕府へ提出した防長両国の『大道小道并灘道船路之帳』によると、「大道」は山陽道・萩往還（萩～三田尻）・石州街道の三道となっている。そして、慶長十四年（一六〇九）検地の際に、大道の広さは二間（三・六メートル）と定め、脇道も従来のまま損なわぬように道作りせよと命じている。

長州藩の道は、慶長十年から正保期（一六四四～四八）にかけて整備されたといわれているが、主要街道にはその要所に宿場および逓送のための人馬を用意した駅（駅馬）を設置し、これを「宿駅」といった。宿駅には交通量などに応じ公用宿泊の本陣や、農商庶民のための旅籠屋があり、幕府・藩府や商人の書状・荷物を逓送するための人夫・伝馬を用意した。この人夫・伝馬は駅の規模によって定数を定め、小規模のところでは常置せず必要に応じて求めの人数を繰り出した。また、宿駅の人馬逓送に関する仕事を差配する者を目代といい、庄屋もこのことに関与し、目代所触番も置かれた。この人馬賃金は、公用は無賃とし、一般商人などからは里程に応じ公定額を徴収した。しかし、藩府からわずかの補助があったものの、駅馬に従事する者の負担は重く、難渋するところが多かったという。

なお、主要街道の整備には、宿駅のほかに「一里塚」「道松（街道松）」の設置があった。大歳地区内の宿駅については後述するが、一里塚は上湯田と下湯田の境（養元寺の少し上）にあった。現在は道路拡張のため取り払われてその痕跡はない。道松については、この辺りでは植えられなかったよう

である。

ところで、大歳地区に「黒川市」という地区がある。ここは、昔の黒川村（保）の石州街道に沿う一角で、室町時代、交通の要所にあたるこの地に、生産物などを交換する市がたったことから、この名が起こったと考えられている。また、商売繁盛の神である恵美須社がまつられたのもそのゆえであろう。

この黒川市にも宿駅が置かれていた。山口竪小路宿へ一里半（約六キロメートル）、小郡津市へ一里半という中間の地点である。慶長十五年の検地で黒川市に市屋敷二八軒があったことはすでに述べたが、ここは宿泊施設が置かれなかったから、そのほとんどが駅馬に携ったものと思われる。

黒川市の恵美須社

藩政初期のことは明らかでないが、中期の黒川市宿駅の定人夫は二八人、定伝馬十四匹と定められていた。だが、稼動の馬は一〇匹で、飼料代・馬代として一頭当り年四斗余が支給されたものの、寛政年中（一七九〇～一八〇〇）の人夫賃は黒川市に限って心付もなかった。歎願の結果、稼動中の二三軒に対し年に米四斗宛支給されることになったが、この頃から商人の送荷物が減少して、現金収入（一人日別八〇匁）が減り、生活難から出稼奉公に出る者もあらわれ、足役が減る始末であった。それは、二三軒のうち田畠二～三反も所持するものは半数に満たず、多くは人夫役に追われ農作業のひ

まもなく、屋敷回りのわずかの田畠を耕作しているにすぎなかったからである。

こうした窮状を救済しようと、庄屋山田和吉は文政元年（一八一八）七月に「御断申上候事」と、宿駅の再建策を願い出ている（『山口宰判本控』より）。それによると、文化十二年（一八一五）から三年間の稼動平均は、人夫役が年に二六二八人（送り役の人夫日別五・四人のほか、目代所触番・控人夫などで、日別七・四人）、馬は年に一〇六〇匹（控の馬をいれて日別二・七匹）が使役され、米に換算して年十三石余の赤字となっていた。そのため、従来からの人別米四斗に赤字分の四斗を増して計八斗支給とするため、別に元米八二石五斗の交付をうけ、年八朱の利米によって赤字分を補うというのである。この出願は、大庄屋吉富藤兵衛から代官を経て、郡奉行高杉小左衛門に上申され、同年十二月に郡奉行から元米八二石五斗のうち、四〇石は御救頼母子の払切りに、残る四二石五斗は郡方経費から払切りに渡される旨の回答がなされている。

時は移って天保十三年（一八四二）の『風土注進案』によると、黒川市駅馬の定人夫は二三人、定伝馬一〇匹と定められ、別段に駅馬を設けず、農家の持合せの馬で輪番に勤めている。そして、ここには油屋一軒、青染屋（紺屋）一軒、店商人（雑貨屋）一軒、豆腐屋一軒と農家二〇軒の計二四軒があり、いずれも農業を専業とし、家屋敷も町家の風儀はなく、ただ街道の左右に軒を並べているだけであると報告されている。これからもわかるように、この当時の黒川市は、宿駅といっても宿屋もなく、わずかの商家も兼業であり、農家といってもそのほとんどが伝馬役に追われる日々であったことがうかがわれる。

幕末の下関戦争・第一次長幕戦争・第二次長幕戦争（四境戦争）という激動の時代にはいると、山口と下関を結ぶ石州街道の公用の通行は激増した。従来の手当てだけではとても宿駅を維持できないと、黒川市宿の目代文右衛門や黒川村庄屋池田兵右衛門から上申があり、文久三年（一八六三）九月から恩米として年に米一五石八升（目代役一人、人夫二三人、伝馬一二匹分）が修補利米から別途支給され、これは慶応四年（一八六八）五月まで続いた。このように、幕末維新の動乱にあたり、ここ大歳地区の農民もまた戦乱にまきこまれ、忙殺の日々を送っていたことが察せられる。

天保一揆の打ちこわし

文政十一年（一八二八）から防長両国は継続的に暴風・洪水におそわれ、天保元年（一八三〇）にも夏以来の風雨洪水で一三万二八〇〇石余の減収となった。翌年、今年こそ何事もないようにと、祈る気持でいたその夏、思いがけない大変事が突発した。

天保二年（一八三一）七月二十六日のことである。吉敷郡小鯖村観音原の皮番所において、藩の御内用御用達石見屋嘉右衛門（佐波郡中関の商人）一行の積荷のなかから皮が発見された。当時、瀬戸内地方では、稲の穂の出る季節に牛馬の皮を持って青田の近くを通ると、田の神の怒りにふれて大風がおこり、その年は凶作になるという俗信があった。藩もその時期には持ち運びを許さないという「地下法」を認めて、農民が自警的に皮番所を設けて通行人を監視することを許していたのであった。

皮を発見した農民たちの怒りは爆発した。大風雨を発生させて米不足をおこし、買占めた米の高騰をねらったのであろうと、石見屋を追究した。そのうち三田尻の農民もはせ集まり、ついに一揆となった。まず、三田尻宰判の中関（防府市）に押し寄せて石見屋を打ちこわし、さらに周辺の豪商や村役人宅をつぎつぎに打ちこわした。一揆勢は、三田尻宰判の村々を打ちこわしたあと、一隊は小郡宰判へ向かい、もう一隊は再び鯖山峠を越えて山口宰判にはいり、仁保方面をまわって山口町に出て、諸村の村役人宅を打ちこわした。

たまたま同じころ、吉敷郡丸尾港（宇部市）でも牛骨を積んだ船が発見され、二十九日船を襲った付近農民は、勢いに乗じて舟木方面に押し出した。以後、騒ぎは連鎖的に藩内各地に広がり、九月には支藩の徳山藩にも波及した。合わせて約十三万人あまりが参加したという。打ちこわしの対象になったのは、大庄屋・庄屋などの村役人が多く、米屋・酒屋・油板場（精油所）・産物会所などがふくまれ、両国内での被害軒数は七四一軒に達している。

一揆に参加した農民は、貢租の軽減、農民的商品経済の自由化、札銀価額の安定、村政の改革などを要求した。だが、一揆が藩全体に波及した大きな原因は、「御内用反対のため」といわれたように、文政十二年（一八二九）に藩が産物会所を設け、村役人層を「御内用方」に任命して、農産物（菜種や綿花など）を村から安く買い上げ、大坂市場で高価に販売して利益を得ていたことに対する農民の不満が高まっていたからであった。また、この頃は商品経済の進展で富を蓄積した豪農商と土地を失って没落した貧農の階層分離が進み、多くの貧農層が生みだされていた。豪農層は村役人に就任してい

ることが多く、村政で不正を行っているとの疑惑をもって対立を深めていたのも一因であった。

ところで、鯖山峠を越えて山口宰判に入った一揆勢の動向について、『年中吉凶記録』（田中家文書）は次のように記録している。

「二十九日には鯖山峠まで、山口御勘場（代官所）より御代官様御出張相なり候得ども、幾万人と数限りなく、山潮（山津波）の出るが如く、関の声を揚げて何の苦もなく鯖山峠を打越し、御代官様それより御引取りに相なり、数万人の者共は鉦・太鼓を打ちならし、柊より仁保へ登り、仁保半左衛門方を打崩し、それより山口の村々の百姓が一味になって、莚に大文字を書き、村々の印を立て、仁保より宮野の徳万を打崩し、桑原武兵衛そのほか宮野にて以上六軒程、有徳の百姓を崩し、それより山口の勢いは氷上・御堀を打崩す。山口にては宮野より出る勢と、矢田・長野・氷上の方より来る勢いが共に集り、山口本町筋の人は何万人とも限りなく、おびただしき事なり。それより町家を打崩し、山田・吉富を破り、朝倉の藤村を崩す…」

幸町の吉富家

矢原村では、吉富家と山田家が打ちこわしにあっている。このときの吉富家の当主は、三一代の吉富藤兵衛（篤則）で、代々上湯田（幸町）の豪農として大庄屋・庄屋を勤める家柄であった。父惣右衛門（常篤）と共に山口講堂（のちの山口明倫館）の創建に貢献し、村役人としての勤功を重ねるな

ど、父子二代にわたる功績により「永帯刀・永名字・永大庄屋格・身柄一代勧農大庄屋・郡奉行直支配」の待遇を得ていた。このように郡・村民のために尽くしていたにもかかわらず、打ちこわしの対象にされたのは、大地主であり大庄屋の地位にあったからであろう。父の三〇代惣右衛門（常篤）は、この騒動がもとで同年八月二十一日、七八歳で没している。［幕末維新に活躍した吉富藤兵衛（のち簡一）は、この家筋の三三代にあたるが、詳しいことは四一二ページ参照］

山田家は、いま述べた上湯田の吉富家の分家である。すなわち、惣右衛門の父である二九代吉富藤兵衛（連益）は、朝田村の磯辺茂右衛門（吉敷毛利家来）の娘を妻に迎え、四男二女をもうけた。長男は小郡東津の秋本酒場の養子となり、次男惣右衛門（常篤）が家督を継ぎ、三男八左衛門が吉富家で買受けた矢原村の山田酒場に別家をたてたのが山田家である。八左衛門は天明七年（一七八七）に死亡し、藤兵衛四男和吉が山田酒場を相続していた。当時、矢原・黒川村庄屋を勤めていたが、一揆のため八月に役替え（免職）となっている。この山田和吉の四男が、文政九年（一八二六）一四歳で吉敷郡仁保津村の大庄屋林家の養子に入った林勇蔵である。

一揆は十一月になって終息した。山口宰判内の被害は一四三軒だったという。首謀者の検挙はその暮からはじまったが、検挙された者は三一九名で、有罪者はほぼ半数の一六二名であった。さらに、有罪者のうち、誅伐（死罪）は一〇名、永牢・遠島は四四名であった。しかし、矢原・黒川・朝田村民に関するものは『御仕置帳』（毛利家文庫）に見当たらない。一揆に参加した農民は、顔を知られていては発覚のおそれがあるので、自村内の家はこわさず、必ず他村の家宅を襲ってこわしたといわ

れており、当村の一揆打ちこわしは防府山口地区一揆の最終期でもあったから、村からの参加者はあまりいなかったのかもしれない。

湯田川の通船

椹野川筋の水かさが深く、入江の潮騒が大歳・平川あたりまで逆寄せていたことは、朝田村の小郡境に「潮境」（朝田川の河口）というところがあり、黒川村の田屋嶋は鯛の島の転訛だという伝承からもうなずけよう。こうした遠い昔のことはしばらく置くとして、大坂や赤間関行きの百石船が小郡の東津橋付近から出ていた事実は、明治の古老の語り草として伝えられている。その幕末のころ、湯田の湯屋橋脇から運河を掘り、吉敷川を下って小郡にいたる水路を開設し、船を通していた事跡があった。現在の水量からはおよそ考えられない変わった風景として特筆しておこう。

ペリーが軍艦四隻を率いて浦賀に来航したのは、嘉永六年（一八五三）六月であった。つづいてロシアの軍艦も長崎に来航して通商を要求したから、日本国内は開国論と攘夷論で沸騰した。翌年、再び来航したペリーと日米和親条約が結ばれ、やがて着任した総領事ハリスが通商条約の交渉を進め、安政五年（一八五八）に大老に就任した井伊直弼がこれに調印したからきびしい批判の声があがった。尊王攘夷運動は高揚し、朝廷から攘夷を督促された幕府は、文久三年（一八六三）五月十日を攘夷実行の期限と定め、諸藩に布告するのである。

このとき、かねて公武合体を唱えていた長州藩は藩論を尊皇攘夷論に統一し、その四月に藩主毛利敬親は英断をもって藩庁を萩から山口に移していた。「攘夷の御策略」のため北浦の萩にいたのでは、内海方面への指揮に不便だというのである。そして、陸の交通路としての石州街道のほかに、湯田御茶屋（現野原旅館）脇の湯屋橋から川を掘り拡げて錦川（湯田川）を下り、吉敷川から椹野川に出て小郡の林光井手に通ずる通船計画が立てられた。

この通船計画は元治元年（一八六四）に着手された。「過ル子年（元治元年）通船御試なされ、湯田川筋掘り浚え、新川付け換え橋懸け調へ、其外御普請仰せ付けられ、通船御用掛り並びに山口・小郡まで御用達の者一人宛立て置かれ、御運上銀取り立て其外世話方お任せに仰せ付けられ、川筋等の破損個所の取繕いの儀は右銀の内を以って致し…」（『山口宰判本控』慶応四年）とある。その翌年に調整された川筋絵図（別図参照。『山口市史』より）には、「慶応元年（一八六五）丑八月、湯田川通船に付」と記されているから、この年に開通したのであろう。湯田御茶屋脇の湯屋橋の下、錦川沿い南側に長さ三〇間（約五四メートル）・幅六間の船入りと、それに沿って波止場を構築し、そこには物置所も設置してあった。錦川筋は幅三間（五・四メートル）に掘り拡げ、下手の新川のところに井手と

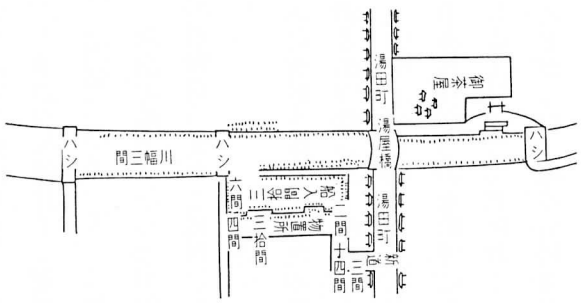

湯田の船入と水路図（『山口市史』より）

樋門が設けられた。大歳地区には、新川を経て錦川（湯田川）と吉敷川の合流する湯田井手と、その下の千代丸井手があり、その井手の脇に堀を作って船待所を設け、さらに下手の川久保井手（現在はない）の門樋下で椹野川に出ていた。各井手の中間には板堰（いたぜき）の仕掛け（門樋）があって、これを「船通（ふなどお）せ」といい、水流の調節とともに舟を通していたといわれている。湯田の船入りから本川筋の椹野川出合いまで総延長二一九一間（約三・九キロメートル）。それから椹野川の流れを利用して小郡の林光井手に至り、そこの門樋脇の土手に番所と関門とがあった。

そのころ、藩政府は大村益次郎らの計画に基づいて、しきりに山口周辺の改造を策していたのであるが、湯田川通船もその一つであったのであろう。湯田川の通船風景は明らかでないが、明治三十年（一八九七）五月大歳小学校高等科（男子四二・女子一五名）の遠足で、「黒川より乗船、東津に下船して長沢の池から陶峠を通り帰校」（『学校沿革誌』）とあり、千代丸井手あたりからの乗船ではないかと推測される。また、今は亡き白川保吉（明治三十五年生。昭和六十二年没）は、「子供のころ井上馨侯邸の近くにいたが、侯が山口に帰られるときは船で湯田の御茶屋に上がられ、帰りも船までお見送りした」と語っていた。この通船も明治四十一年（一九〇八）の軽便鉄道の開通で忘れ去られたのであろう。今は湯田・千代丸井手とも近代的な可動堰と変わり、船待所の痕跡すらない。

幕末動乱と鴻城軍の活躍

幕末維新の変動にあたり、矢原村上湯田の吉富藤兵衛（明治になって簡一と改める）は、諸隊「鴻城軍（隊）」を結成し、保守派政府との内戦に目覚ましい活躍をした。以下、その戦績をたどってみよう。

幕末の動乱　文久三年（一八六三）五月十日、長州藩は下関海峡においてアメリカ商船を砲撃し、他藩にさきがけて攘夷決行の火蓋を切った。ところが、六月にはアメリカ・フランス軍艦の報復攻撃を受けて前田砲台は一時占領され、列強の強力な近代兵器の前に、長州藩はなすすべもなく敗退するのである。この窮状を打解するため、高杉晋作によって士農工商の身分に関係のない新しい軍隊、すなわち「奇兵隊」が結成された。これに続いて同様の隊として遊撃隊・膺懲隊・御楯隊などがつぎつぎと結成され、これらを総称して諸隊とよんだ。

このころ京都では公武合体派の巻き返しが行われ、同年八月十八日、公武合体の会津・薩摩藩のクーデターにより朝議は一変し（八・一八政変）、尊皇攘夷派の公卿や長州藩は京都から追放された。

翌元治元年（一八六四）は、長州藩にとって苦難の年となった。藩主の無実を主張し政治勢力の回復を求めての運動が展開され、七月に復権を嘆願して京都へ進発した長州軍は、御所をめざして攻撃をしかけ敗退した。禁門の変である。このため長州藩追討の勅命がだされ、藩は大きな危機に見舞われることになった。さらに追い打ちをかけるように、下関では八月にイギリス・フランス・アメリカ・

オランダの四国連合艦隊による本格的報復攻撃を受け、長州藩は完敗するのである。幕府の征長軍（第一次）もまた藩境にせまっていた。長州藩内部では、幕府に恭順の意をあらわそうという保守派（俗論派）の勢力が台頭し、恭順をよそおいながら武備を固めようと主張する尊攘倒幕派（正義派）への弾圧が行われていた。

井上聞多（馨）が中讃井で襲撃を受け重傷を負ったのも、この年九月二十五日であった。この日、山口政事堂で御前会議があり、幕府に対する「武備恭順論」を主張した聞多は、暗夜、湯田の自宅に帰る途中を保守派に襲われたのである。彼は重傷を負ったが、医師・所郁太郎（ところいくたろう）の手当てと、母の懸命な看護によって一命をとりとめた。このとき、吉富藤兵衛（簡一）も看護にあたったという。

聞多（馨）は、松下村塾で吉田松陰に学び、志士として活動し、攘夷決行後の十二日には伊藤俊輔（博文）らとともに横浜からイギリスへ向け密出国していた。彼等は世界の情勢を目のあたりにして、攘夷から討幕開国論へと転換していく。ロンドンで四国連合艦隊の下関砲撃計画を知ると、ただちに帰国し、六月藩主脳を説得している。一方、藤兵衛（簡一）は、郷校・山口講堂で聞多とともに学び、家も近くで彼より三歳年下ながら幼友達であった。安政元年（一八五四）十七歳で大庄屋の家督を継ぎ、このとき二六歳の藤兵衛は、下関防備のため巨額の攘夷費を献じ、かねての勤功もあってこの九月十五日に郷士（一五石五斗）に取り立てられていた。聞多から国際情勢のきびしさをつぶさに聞かされ、彼もまた討幕へと動かされていた。そのころ、表番頭格として藩政の中枢にあった周布政之助（麻田公輔）は矢原村の吉富藤兵衛宅に仮り住いしていた。攘夷の急進派であったが、周布は松陰の

理解者であり、攘夷は討幕の手段であって開国を前提とするものだとの信念から、聞多らを極秘に洋行させたのも彼であった。当時、閉居を許され政事堂出仕を命ぜられていたが、聞多が襲われたことを知り、一連の政情の行き詰まりに対する責任をとり、前途を憂いて、その翌朝、吉富邸で自刃している。（人物編参照）

長州藩内は、幕府に屈服する保主派（俗論派）の掌握するところとなり、十月二十一日には奇兵隊など諸隊の解散命令が出され、十一月には三家老に切腹を命じ、幕府への降伏を承諾した。

鴻城軍の活躍　こうした情勢の中で、十二月十六日、高杉晋作による起死回生の決起が行われた。いわゆる、功山寺の決起である。奇兵隊を始めとする諸隊の力を結集して、翌慶応元年（一八六五）一月、保守派の牙城を撃つべく萩をめざして進軍した。一方、萩からは諸隊討伐をと藩保守軍（士族軍）が南下して、両軍は美祢郡大田の絵堂で激突した。

このとき、保守派の藩政府は市民に対し奇兵隊など諸隊への援助協力を厳しく禁じたが、高杉晋作らはこの非協力命令に対抗して、決起は「義挙」であると告げて村々の協力を求めた。まず、矢原村の吉富藤兵衛に密書を送って軍資金の提供を求める一方、大田市之進（御堀耕助）・品川弥二郎・野村靖らの率いる御楯隊を小郡勘場に派遣して、大庄屋林勇蔵らに軍資金の提供を求めた。勇蔵は命をかけて札銀三五貫目を用立てるとともに、野村靖の諸隊支援の訴えに答え、小郡宰判内の庄屋二八人で「庄屋同盟」を結成し、農兵隊や人夫千二百人を派遣して後方補給に協力している。

林勇蔵は、すでに述べたように吉富家の分家である矢原村の山田家（山田酒場）から養子に入って

おり、伯父にあたる藤兵衛の曽祖父惣右衛門（常篤）に心酔していた。藤兵衛（簡一）もまた、二五歳年上の勇蔵を慕い、その影響を深く受けていたという。

藤兵衛は晋作からの密書にこたえて二〇〇両の軍資金を提供するとともに、一月八日、同志と山口勘場を襲い、十日には井上聞多を兄の座敷牢から救出した。続いて、農兵を組織して、重傷から回復したばかりの聞多を総督に据えて「鴻城軍」を結成し、十二日に山口を占領した。そして、十六日には佐々並（旭村）を攻略したので、藩府軍は総崩れとなって敗走したのである。

この戦いは、絵堂を中心に呑水（のみみず）口の戦闘など激烈をきわめ、諸隊は苦戦のすえに勝利している。しかし、藩府軍の敗退を決定的にしたのは、「鴻城軍」が絵堂の戦況をみて急ぎ佐々並村へ進出したことにあった。佐々並村は、萩と絵堂を結ぶルートの中間を脅かす位置にあった。ここに鴻城軍が進出したことが、諸隊を勝利にみちびくことになったのである。藤兵衛は変名で米銀掛として参加しているが、参謀も兼ねていたといわれ、総督を激励して「事成らざれば国賊と呼ばるるも辞せず」と、徹底抗戦を主張したという。

この当時の『鴻城軍人員帳』（『山口県史』幕末維新6参照）によると、総勢三七一人の人名がみ

慶應元丑一月十日夜所書
山市禁寺ノ根據ヲシ
死ノ犯レ義挙兵ノ募集
レ鴻城軍ト名ケ諸隊
之義挙ヲ助ケシハ則前
年十二月大晦日馬関
所在ル高杉晋作氏ヨ
リ別紙密書ヲ以テ義挙
ヲ報シ来リ約アルヲ以テ也
慶應元丑二月吉富藤
兵衛識之

義挙を報ずる吉富藤兵衛の書簡（山口県文書館蔵）

られる。吉富藤兵衛の呼びかけにより、山口宰判内の諸士・農民や小郡などの有志によって編成されたもので、矢原・朝田からも多数参加していると思われるが、判明しているものは少数である。以下、主な関係者を列挙しておこう。

総　督・・・春山花輔＝井上聞多の変名で、一月二十五日ごろ総督を辞任。

総　管・・・森清蔵＝来島又兵衛の長男亀之進。斉藤弥九郎に剣を、江川太郎左衛門に砲術を学ぶ。下関攘夷戦に参加、鴻城軍を編成し、聞多のあと総督となり、四境の役には芸州口から小倉口に転戦。整武隊に改変されると、これを率いて伏見から秋田、更に官軍の軍監・参謀として函館に出戦。明治になって衆議院議員。

総　管・・・野村靖之助＝野村　靖、はじめ和作また靖之助といった。萩に生まれ吉田松陰に学び、攘夷運動に奔走し七郷の用掛となる。明治政府の岩倉欧米使節に随行。フランス大使・内務大臣などを歴任した。文久三年（一八六三）ころから矢原村第四一番屋敷に居を構え、明治二十年五月まで籍をおいた（上矢原の山根多恵子氏宅が旧居跡）。

米銀掛兼書記・・・吉野雪麿＝吉富藤兵衛の変名。会計兼書記となっているが、参謀も兼ねていたといわれる。

大砲隊長・・・小野為八＝山根文季の長男。小鯖の重宗良策は矢原村山根家の養子となったが、旧姓を名乗り同村で眼科医をひらいていた。良策の次男を文季といい、山根姓を継ぎ萩で眼科専門の藩医となった。その長男が小野為八正朝。吉田松陰に兵学を、長崎に留学して高島秋帆に砲術

を学び、写真術を会得していた。

大砲隊砲卒・・・神保太郎＝神保太郎久次は矢原の人。弘化三年（一八四六）久直の長男として出生、十九歳で鴻城軍に参加。函館戦争での決意の歌が、讃井町の同家に残されている。明治五年陸軍中尉となり二六歳で没す。墓が若宮町にある。

一番小隊半隊司令官・・・吉富敬輔＝敬輔は矢原村山田家三代和平治の三男であるが、元治元年（一八六四）九月、本家の吉富藤兵衛（簡一）が士分に取り立てられたため、弟として吉富姓を名乗り本家の百姓軒を継いでいた。元治元年（一八六四）に編成の御楯隊に入り、鴻城軍結成のとき転入したものと思われる。

一番小隊鼓手・・・田中善八＝岩富の黒川村庄屋田中藤八の子。明治になって矢原朝田村村長、大歳村村長を歴任。

一番小隊員・・・吉富一之助＝市之助とも書き、吉富家新家の出身。

このほか、御楯隊には吉富家新宅の吉富乙之助（篤郎）や高井の伊藤三治の名前がみられ、まだまだ多くの有志が大歳地区からも参加していたと思われる。

この鴻城軍は鴻城隊と改めるが、その後の活動の変遷を追ってみよう。慶応元年（一八六五）三月、諸隊人数定により定員一〇〇人となり、総督に森清蔵（来島亀之進）が就任し、山口に駐屯。五月二

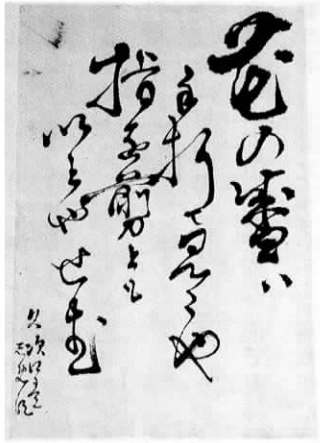

神保太郎の決意の書

十六日に定員一七〇人に増員される。慶応二年六月、四境戦争（第二次長幕戦争）には山口の守備から芸州口に出動、そして九月に小倉口へ転戦して幕軍を敗退させる。

慶応三年二月二十一日に諸隊の再編成があり、鴻城隊は御楯隊（二三〇人）と合併して「整武隊」と改称され、来島亀之進が総管となる。九月に三田尻に移り、十一月三田尻を発して十二月二十日に京都の東福寺に駐屯。明治元年（一八六八）一月、鳥羽伏見戦で伏見に出戦、さらに十月十日隊員五〇七人は秋田へ出戦（隊長森清蔵）。明治二年四月、諸隊の中ではこの整武隊のみが北海道の函館戦争に参加し、六月に山口に凱旋している。